

和歌山県リサイクル製品認定制度 令和2年度(2020年度) 申請募集!

和歌山県では、条例に基づきリサイクル製品を認定しています。資源の循環的な利用の促進及びリサイクル産業の育成を図り、循環型社会の形成に資することを目指しています。

認定対象 **リサイクル製品**

(システムや工法など、製品でないものは対象となりません。)

募集期間

令和2年(2020年) 6月1日(月)～令和2年(2020年) 7月31日(金)
(ただし、期間中の土・日曜日及び祝日は閉庁日のため、受付はできません。)

応募方法

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今年度の応募方法は郵送のみとさせていただきます。

認定申請しようとする事業者の方は、電話若しくはメールにて連絡のうえ、所定の申請書と関係書類等を、下記の窓口へ郵送してください。

(以下の「認定までの流れ」や循環型社会推進課のホームページを参考にしてください。)

申請窓口・問い合わせ先

和歌山県 環境生活部 環境政策局
循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

電話 073-441-2675(直通)

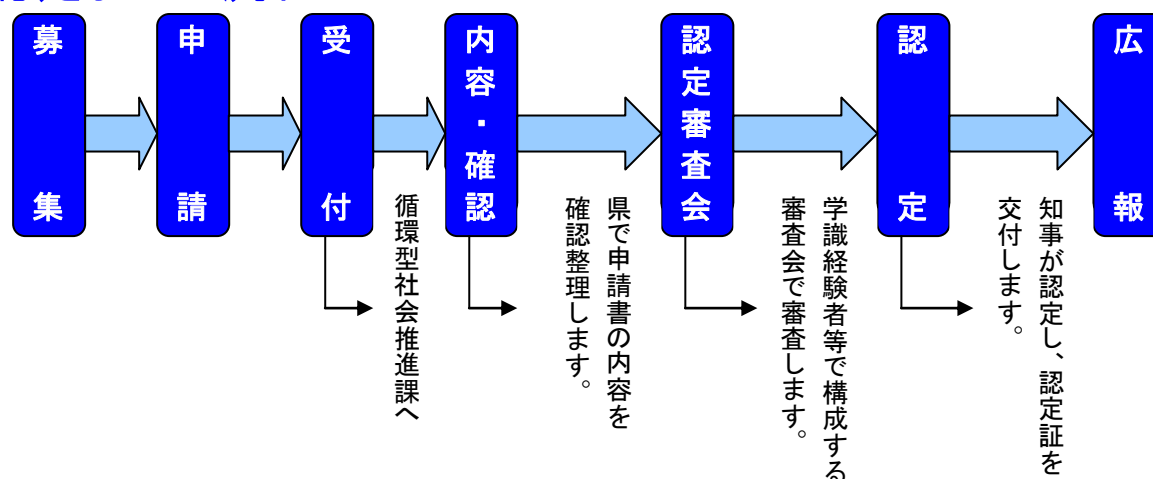
FAX 073-441-2685

E-mail e0318001@pref.wakayama.lg.jp

URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html



認定までの流れ



認定要件の概要（以下の全てを満たすことが必要です）

- (1) 県内における廃棄物の減量化及び再資源化の推進に寄与するものとして一定の要件を満たすこと。
- (2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造され、又は加工されていること。
- (3) 品質、安全性について一定の基準を満たしていること。

提出書類等（再申請事業者の方も、下記の提出書類等が必要となります。）

- (1) リサイクル製品認定申請書（第1号様式）
（様式、記入例はホームページからダウンロードできます。）
- (2) リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- (3) リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
- (4) リサイクル製品の安全性及び規格が認定基準に適合することを証する書類
（安全性の証明書、規格の適合証明書など）
- (5) 当該製品、説明書、製品写真
- (6) 販売業者が申請する場合は、製造加工業者の承諾書
- (7) デザイン又は機能の独創性等の認定基準に該当し申請する場合、それを具体的に説明する書類
- (8) その他（必要に応じて追加で依頼する場合があります。）

認定を受けると

- (1) 認定証を交付します。
- (2) 認定マークを利用し、製品認定を受けた旨の表示をすることができます。
- (3) 製品のパンフレット等を作成し、広く配布します。
- (4) ホームページ等を通じて、広く普及啓発を図ります。
- (5) 県産^{*}の認定リサイクル製品については、品質や価格等を考慮し、県で優先使用に努めます。
^{*}県産とは…和歌山県産認定リサイクル製品を示します。次のいずれかの要件を満たすものをいいます。
 - (1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
 - (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
 - (3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。
- (6) 認定後、品質管理のため、検査結果の提出を求めたり、立入検査等を行うこともあります。
- (7) 有効期限は5年です。（認定後、5年目の年度末まで）